

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

阿蘇市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

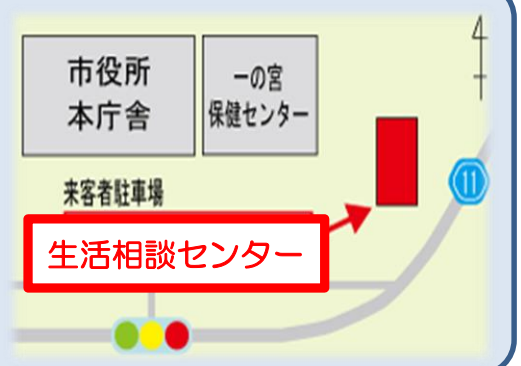
債務の返済で
困っている

お問合せ先

阿蘇市生活相談センター

電話：0967-22-3364

受付時間：（月～金曜日 9:00～16:00）



住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内で、月の収入基準額（※）を超えませんか？				<input type="checkbox"/>
※阿蘇市の場合	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
基準額(月額)・・・①	78,000円	115,000円	140,000円	
収入基準額(月額) ①+家賃額 ※家賃の額で変動します。	基準額 +家賃額 上限111,000円	基準額 +家賃額 上限155,000円	基準額 +家賃額 上限183,000円	
支給家賃額(上限額)	33,000円	40,000円	43,000円	
資産額	468,000円	690,000円	840,000円	
上記の状態以前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>
ハローワークに求職の申し込みをしますか？ (離職や廃業の場合。休業等の場合は一部要件が緩和されています。)				<input type="checkbox"/>

○チェック欄に✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の阿蘇市生活相談センターに相談してください。